

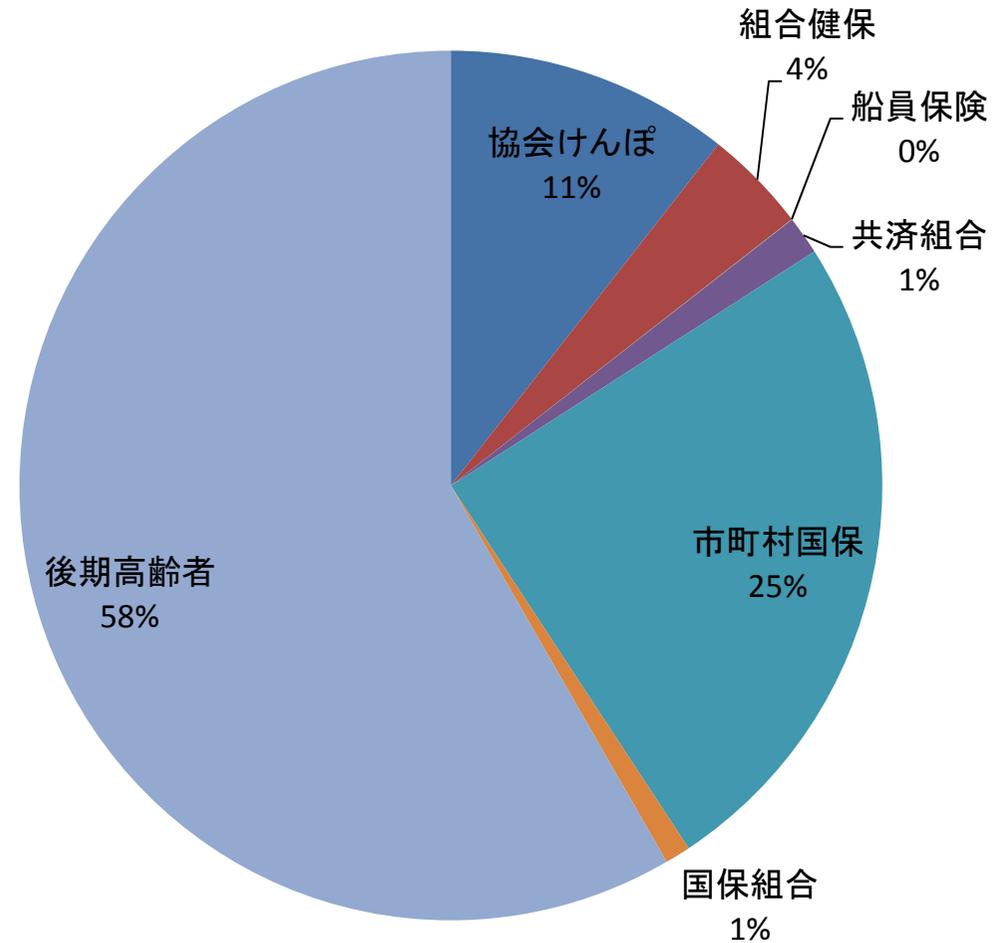
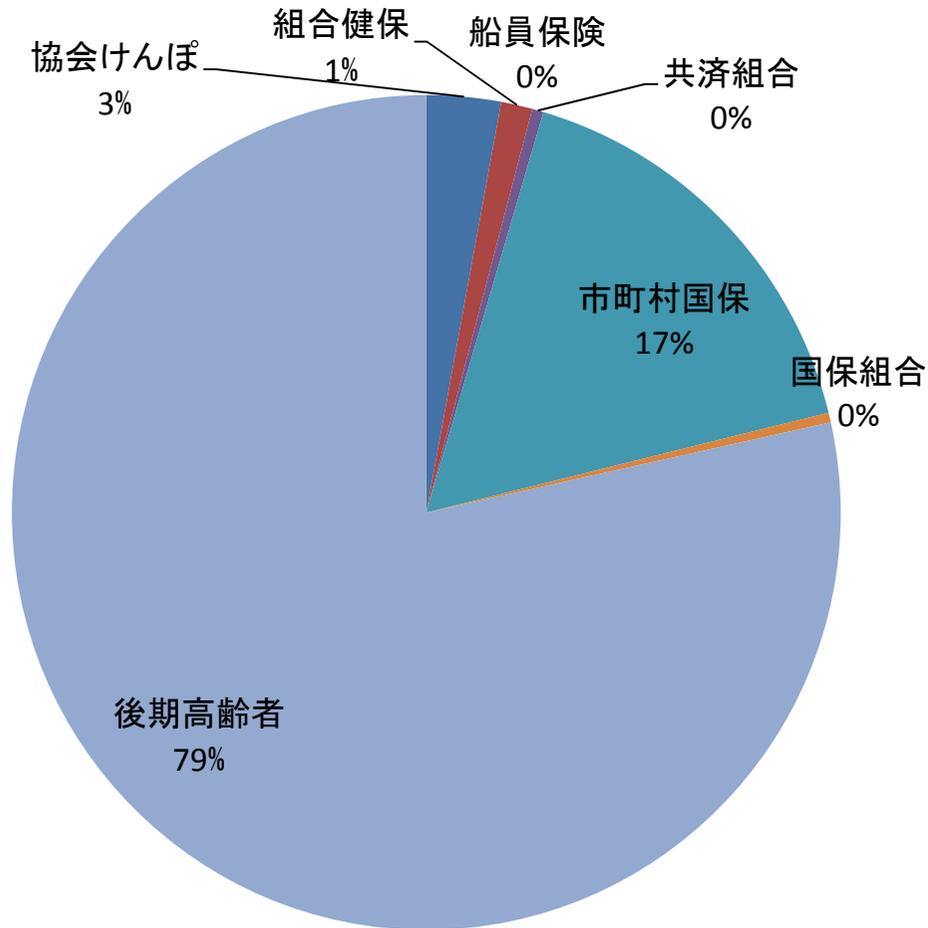
療養費検討専門委員会における論点と 前回の専門委員会における主な意見 (参考資料)

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

療養費(医療費)の保険者別カバー率(平成26年度)

あん摩マッサージ指圧

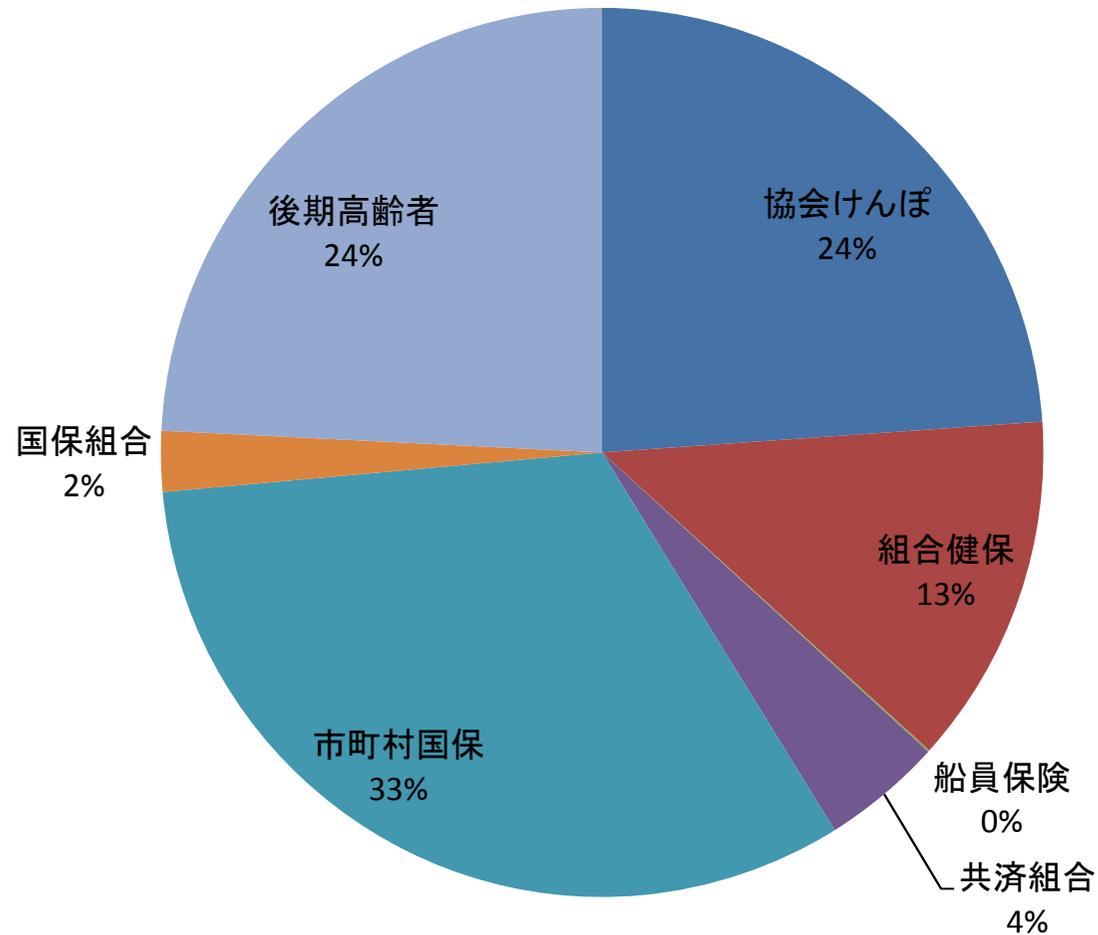
はり・きゅう



※ 「医療保険に関する基礎資料～平成26年度の医療費等の状況～」(平成28年12月：厚生労働省保険局調査課とりまとめ)を基に作成

(参考)柔道整復療養費(医療費)の保険者別カバー率(平成26年度)

柔道整復



※ 「医療保険に関する基礎資料～平成26年度の医療費等の状況～」(平成28年12月：厚生労働省保険局調査課とりまとめ)を基に作成

健康保険法に基づく審査請求について

健康保険法(大正11年法律第70号)

(審査請求及び再審査請求)

第189条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2~4 (略)



「健康保険法の解釈と運用」(法研 平成15年3月第11版)

健康保険は、強制保険であり、使用関係の事実の有無により被保険者資格の得喪が生じ、これを保険者が確認することとなっている。…保険給付については現物給付としての療養の給付以外は、保険者の承認を要し、あるいは保険者の支給決定に委ねられている。…

このようなことから、資格の得喪、標準報酬、保険給付、保険料の賦課徴収等に関し、被保険者、事業主その他の関係者において、その権利を侵害されあるいは利益を毀損されたとして争いが生ずることも当然予測される。

このような場合、権利救済の手段として、通常の裁判制度によるべきことはもちろんであるが、これら長期にわたることと多額の費用を要すること等によって、実効を期し難く、被保険者、事業主等の権利、利益の保護に欠けるところもある。そこで、より簡易迅速にこれらの権利、利益の保護を図るべく不服申立制度が設けられた。